

官報

号外

昭和三十八年六月二十八日

第四十三回 参議院會議録第二十八号

昭和三十八年六月二十八日(金曜日)

午後九時二十九分開議

議事日程 第二十八号

昭和三十八年六月二十八日

午後一時開議

第一 千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求め
るの件

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求め
るの件

第三 海外移住事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 近畿圏整備法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 金融緊急措置令を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 中小企業基本法案(内閣提出、衆議院送付)

第九 中小企業指導法案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程の順序を変更し、日程第八を議題とすることの動議

一、この際職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案につき社会労働委員長の中間報告を求めることの動議を議題とするこの動議

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員	岡村文四郎君
法務委員	日高 広為君
同	堀本 宜実君
外務委員	佐藤 尚武君
大蔵委員	井川 伊平君

農林水産委員

松野 孝一君

同

北口 龍徳君

同

坪山 徳弥君

同

森 八三一君

懲罰委員

佐多 忠隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

北口 龍徳君

法務委員

松野 孝一君

同

坪山 徳弥君

外務委員

森 八三一君

大蔵委員

日高 広為君

農林水産委員

井川 伊平君

同

岡村文四郎君

同

堀本 宜実君

懲罰委員

佐藤 尚武君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(中野四郎君外八名提出)

クリーニング業法の一部を改正する法律案(中野四郎君外八名提出)

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

生活環境施設整備緊急措置法案

不動産の鑑定評価に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

金属鉱業等安定臨時措置法案

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律

金属鉱業等安定臨時措置法 石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律 農業災害補償法の一部を改正する法律	同 大蔵委員 佐藤 尚武君 同 井川 伊平君 農林水産委員 佐多 忠隆君 同 青木 一男君 同 森 八三一君	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案 災害対策特別委員会に付託	同 亀田 得治君 外務委員 大和 与一君 同 佐多 忠隆君 大蔵委員 戸叶 武君 農林水産委員 山口 重彦君	同日内閣から、左記の者から選挙制度審議会特別委員辞任の申出があつたので後任者の推薦を願いたい旨の要求書を受領した。
同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく昭和三十一年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。	同日委員会において当選した理事は左の通りである。 法務委員会 理事 松野 孝一君 (松野孝一君の補欠) 大蔵委員会 理事 森部 隆輔君 (西川甚五郎君の補欠) 農林水産委員会 理事 堀本 宜実君 (堀本宜実君の補欠)	千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件議決報告書 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件議決報告書 同日内閣を経由して日本銀行政策委員会議長から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。 災害対策特別委員 館 哲二君 同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁長官庄野五一郎君の第四十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
水産庁長官代理 和田 正明君 去る二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 災害対策特別委員 坪山 徳弥君 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。 同日議長は即日これを商工委員会に付託した。	同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁長官代理和田正明君 (去る二十四日議長承認) を第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 昨日二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 西田 信一君 外務委員 野村吉三郎君 同 佐多 忠隆君 同 森 八三一君 大蔵委員 青木 一男君 同 戸叶 武君 農林水産委員 井川 伊平君 同 佐藤 尚武君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日衆議院から、左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案 (稲村隆一君外十三名提出)	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
地方行政委員 野村吉三郎君 外務委員 西田 信一君 同 戸叶 武君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和三十三年六月二十八日 参議院會議録第二十八号 日程の順序を変更し、日程第八を議題とするこの動議、この際職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案につき社会労働委員長の中間報告を求めることの動議を議題とすることの動議

八五〇

山本伊三郎君 永末 英一君
横川 正市君 鈴木 強君
相澤 重明君 鈴木 壽君
森 元治郎君 田上 松衛君
向井 長年君 永岡 光治君
藤田 進君 亀田 得治君
加瀬 完君 阿具根 登君
近藤 信一君 田畑 金光君
天田 勝正君 米田 勲君
成瀬 橋治君 中田 吉雄君
小酒井義男君 佐多 忠隆君
藤原 道子君 松本治一郎君
曾根 益君

反対者(青色票)氏名 百三十四名

森 八三一君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 坪山 徳弥君
沢田 一精君 林 塩君
石田 次男君 野知 浩之君
二木 謙吾君 鈴木 一弘君
島島徳次郎君 赤間 文三君
加賀山之雄君 増原 恵吉君
鈴木 恭一君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 奥 むめお君
上原 正吉君 古池 信三君
松平 勇雄君 最上 英子君
二宮 文造君 小平 芳平君

岩沢 忠恭君 岡崎 真一君
河野 謙三君 三木與吉郎君
村上 義一君 佐藤 尚武君
白木義一郎君 辻 武寿君
野田 俊作君 太田 正孝君
笹森 順造君 中上川アキ君
北口 龍徳君 山崎 齊君
丸茂 重貞君 栗原 祐幸君
熊谷太三郎君 久保 勘一君
川野 三曉君 亀井 光君
天竺 良吉君 石谷 憲男君
植垣弥一郎君 徳永 正利君
井川 伊平君 鹿島 俊雄君
仲原 善一君 中野 文門君
豊田 雅孝君 天坊 裕彦君
竹中 恒夫君 西田 信一君
村上 春蔵君 山本 利壽君
館 哲二君 佐藤 芳男君
青柳 秀夫君 平島 敏夫君
鍋島 直紹君 堀 末治君
藤野 繁雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 紅露 みつ君
木内 四郎君 杉原 荒太君
田中 茂穂君 小林 英三君
大野木秀次郎君 寺尾 豊君
植竹 春彦君 平井 太郎君
黒川 武雄君 西川甚五郎君

井野 碩哉君 重政 庸徳君
日高 広為君 大谷 實雄君
小西 英雄君 上林 忠次君
田中 啓一君 温水 三郎君
岸田 幸雄君 山本 杉君
川上 為治君 米田 正文君
谷口 慶吉君 北畠 教真君
金丸 富夫君 櫻井 志郎君
松野 孝一君 柴田 栄君
大谷藤之助君 江藤 智君
稻浦 鹿蔵君 石井 桂君
吉江 勝保君 堀見 俊二君
井上 清一君 岡村文四郎君
加藤 武徳君 剣木 亨弘君
梶原 茂嘉君 高野 一夫君
吉武 恵市君 高橋 衛君
草葉 隆圓君 石原幹市郎君
小柳 牧衛君 小山邦太郎君
林屋亀次郎君 郡 祐一君
安井 謙君 高橋進太郎君
木村篤太郎君 津島 壽一君
迫水 久常君 斎藤 昇君
野本 品吉君 長谷川 仁君
村山 道雄君 田中 清一君
佐野 廣君 後藤 義隆君
林田 正治君 横山 フク君

前田 久吉君 白井 勇君
宮澤 喜一君 下村 定君

○議長(重宗雄三君) 草葉隆圓君外一名から、賛成者を得て、社会労働委員会において審査中の職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案について、すみやかに社会労働委員長の中間報告を求めることの動議が提出されました。

また、草葉隆圓君外一名から、賛成者を得て、

この際、職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律案につき社会労働委員長の中間報告を求めることの動議を議題とすることの動議が提出されました。

よってこの動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(重宗雄三君) すみやかに御投票願います。(「何を投票するのだ」と呼ぶ者あり) — すみやかに御投票願います。 — すみやかに御投票願います。

ただいま記名投票中ではありますが、これを中止し、本日はこれにて延会いたします。次会は、明日午前一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十一分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員

森 八三一君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 坪山 徳弥君
沢田 一精君 林 塩君
石田 次男君 野知 浩之君
二木 謙吾君 鈴木 一弘君
島島徳次郎君 赤間 文三君
加賀山之雄君 増原 恵吉君
鈴木 恭一君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 奥 むめお君

上原 正吉君	古池 信三君	小林 英三君	大野木秀次郎君	矢山 有作君	野々山一三君	山本伊三郎君	永末 英一君
松平 勇雄君	最上 英子君	寺尾 豊君	植竹 春彦君	柳岡 秋夫君	長谷川 仁君	横川 正市君	鈴木 強君
市川 房枝君	二宮 文造君	平井 太郎君	黒川 武雄君	瀬谷 英行君	稻葉 誠一君	相澤 重明君	鈴木 壽君
小平 芳平君	岩沢 忠恭君	西川 甚五郎君	井野 碩哉君	吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君	森 元治郎君	田上 松衛君
岡崎 真一君	河野 謙三君	日高 広為君	大谷 賛雄君	村山 道雄君	田中 清一君	向井 長年君	永岡 光治君
三木與吉郎君	村上 義一君	小西 英雄君	上林 忠次君	林 虎雄君	大森 創造君	藤田 進君	亀田 得治君
佐藤 尚武君	白木義一郎君	田中 啓一君	野上 進君	豊瀬 禎一君	鶴岡 哲夫君	加瀬 完君	阿具根 登君
辻 武寿君	野田 俊作君	温水 三郎君	岸田 幸雄君	佐野 廣君	後藤 義隆君	近藤 信一君	田畑 金光君
太田 正孝君	笹森 順造君	山本 杉君	川上 為治君	林田 正治君	武内 五郎君	天田 勝正君	米田 勲君
中上川アキ君	北口 龍徳君	米田 正文君	谷口 慶吉君	柴谷 要君	小柳 勇君	成瀬 幡治君	中田 吉雄君
山崎 齊君	丸茂 重貞君	北畠 教真君	金丸 富夫君	大矢 正君	北村 暢君	小酒井義男君	佐多 忠隆君
栗原 祐幸君	熊谷太三郎君	櫻井 志郎君	松野 孝一君	横山 フク君	前田 久吉君	藤原 道子君	中村 正雄君
久保 勘一君	川野 三咲君	柴田 栄君	大谷藤之助君	白井 勇君	伊藤 颯道君	村尾 重雄君	椿 繁夫君
亀井 光君	天埜 良吉君	江藤 智君	稻浦 鹿蔵君	光村 甚助君	大河原一夫君	大和 与一君	岡田 宗司君
石谷 憲男君	植垣弥一郎君	石井 桂君	吉江 勝保君	岡 三郎君	宮澤 喜一君	野澤 勝君	松本治一郎君
徳永 正利君	井川 伊平君	堀見 俊二君	井上 清一君	大倉 精一君	松澤 兼人君	曾称 益君	
鹿島 俊雄君	仲原 善一君	岡村文四郎君	加藤 武徳君	藤田藤太郎君	中村 順造君		
中野 文門君	豊田 雅孝君	剣木 亨弘君	梶原 茂嘉君	下村 定君	小沢久太郎君		
天坊 裕彦君	竹中 恒夫君	小林 武治君	高野 一夫君	田中 一君	加藤シツエ君		
西田 信一君	村上 春蔵君	吉武 恵市君	高橋 衛君	木村啓八郎君	阿部 竹松君		
山本 利壽君	館 哲二君	草葉 隆圓君	石原幹市郎君	戸叶 武君	久保 等君		
佐藤 芳男君	青柳 秀夫君	小柳 牧衛君	小山邦太郎君	岩間 正男君	須藤 五郎君		
平島 敏夫君	鍋島 直紹君	林屋亀次郎君	郡 祐一君	野坂 参三君	鈴木 市蔵君		
堀 末治君	藤野 繁雄君	安井 謙君	高橋進太郎君	小林 武君	松本 賢一君		
新谷寅三郎君	西郷吉之助君	木村篤太郎君	津島 壽一君	佐野 芳雄君	杉山善太郎君		
紅露 みつ君	木内 四郎君	迫水 久常君	斎藤 昇君	高山 恒雄君	野上 元君		
杉原 荒太君	田中 茂穂君	野本 品吉君	小宮市太郎君	安田 敏雄君	千葉千代世君		

昭和三十三年六月十一日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近公社、公団、公庫、事業団等の特殊法人が多数設立される傾向にかんがみ、行政管理庁においてこれら特殊法人の新設、目的の変更、その他該法律の定める制度の改正及び廃止につきあらかじめ審査を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

近時、公社、公団、公庫、事業団等の役員の地位に、関係官庁の高級公務員が天降的に就任する傾向が著しく、国民の批判も高まつてい

昭和三十八年六月二十八日 参議院會議録第二十八号

る。政府は、これら特殊法人の役員の人事については、慎重かつ公正を期し、その業務の適正にして能率的な遂行に遺憾なきよう努められたい。

右決議する。

審査報告書

国家公務員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月十三日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員の離職後の営利企業への就職制限に関する規定の運用の適正化に資するため、人事院に対し、前年中に就職を承認したものについて、その承認の理由等を毎年国会及び内閣に報告する義務を課せようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

観光基本法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月十一日

運輸委員長 金丸 富夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、観光の果すべき重要な使命にかんがみ、その健全な発達を図るため、観光に関する基本的政策の目標を示せようとするものであつて、(一)その政策の目標は、国際観光の発展及び国民の健全な旅行の普及発達を図ることにあるものとし、(二)その目標を達成するため政府の講ずべき諸施策を明らかにするとともに、政府は、これに要する法制上、財政上及び金融上の措置を講ずべきものとし、(三)

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないものとし、(四)この法律の施行に関する重要事項を調査審議する機関として観光政策審議会を置くものとする等を主たる内容とするものであつて、妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行なつた。

昭和三十八年六月十三日

商工委員長 赤間 文三

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、硫安工業対策の円滑な実施を図るため、硫安生産業者が日本硫安輸出株式会社に対して有している硫安売掛金のうち、取立不能見込額を貸借対照表の資産の部に計上することができるようになることと、これを十年以内に毎決算期均等額以上償却させようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しないが、別途、硫安生産業者に対し日本開発銀行から百三億円の融資措置が講ぜられている。

審査報告書

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年六月十三日

社会労働 加瀬 完

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における麻薬中毒者の増加及び麻薬犯罪の悪質化の傾向にかんがみ、麻薬中毒者の医療に関する規定を整備するとともに、麻薬犯罪に対する罰則を強化しようとするものであつて、おおむね妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため要する経費として、約六億三千万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、麻薬の悪用に対して、更に強力なる総合的対策を推進してその根絶を図るべきであるが、特に次

の諸点について実効を期すべきである。

一、悪質違反者に罰則を適用する場合、厳罰主義をもつて処断することにより、一罰百戒の実を挙げ

るよう努力するとともに、政府は更に刑罰の強化を考慮すること。

一、麻薬取締に関係ある各種行政機関は、常に緊密なる連絡のもとに、麻薬取締専従者を大巾に増員し、所要経費の増額を考慮して取締体制を確立し、総合的且つ強力なる取締りを推進すること。

一、麻薬犯罪の根源である麻薬の密輸入を封圧するため、情報交換及び取締りについて、国際的連絡を一層緊密にすること。

一、麻薬の密売組織の壊滅を図るとともに、麻薬中毒者等の不正使用事犯及びこれの資金源となつてゐる各種関連犯罪に対する取締りを、更に強化徹底すること。

一、麻薬の不正使用による禍害が、悪質犯罪の累増をきたし、著しく国民の心身に害悪を及ぼすのみならず国际上、人道上の罪惡であることを、広く国民に周知徹底さ

せ、怖るべき実情についての認識を高めるよう図るとともに、取締りに対しても協力体制を確立すること。
右決議する。

